

介護休業規定

制定日：2024年9月1日

最終改定日：2025年1月15日（法改正対応）

文書番号：HR-CARE-2025-001

第1条（目的）

本規定は、株式会社巴商会（以下「会社」という）の従業員が家族の介護を行うために必要な休業等について定めることを目的とする。

第2条（対象者）

介護休業を取得できる従業員は、入社後1年以上経過した者とする。ただし、2025年4月1日以降は、入社後6ヶ月以上経過した者も対象とする。

第3条（介護休業の期間）

【重要：2025年法改正対応】

介護休業の通算取得可能日数は、対象家族1人につき最大93日とする。

当社独自制度として、追加で30日の「巴商会介護サポート休暇」を付与する。

合計123日まで取得可能（業界最高水準）。

第4条（申請手続き）

介護休業を希望する従業員は、休業開始予定日の2週間前までに、人事システム「TOMOE-HR」より申請を行うこと。

【申請コード】

- 介護休業（法定）：CARE-001
- 巴商会介護サポート休暇：CARE-002
- 介護短時間勤務：CARE-003

第5条（給与の取り扱い）

介護休業期間中の給与は以下の通りとする。

- 法定介護休業（93日まで）：無給（雇用保険より給付金支給）
- 巴商会介護サポート休暇（30日）：基本給の60%を支給

【重要】介護休業給付金の申請は、人事部介護支援担当（内線：7834）まで。

第6条（問い合わせ先）

介護休業に関する問い合わせは以下まで。

- ・人事部 介護支援チーム
- ・内線番号：7834
- ・メール：kaigo-support@tomoe-shokai.co.jp
- ・受付時間：平日9:00～17:00